

宇治市建築物等における
木材の利用促進に関する基本方針

宇 治 市

令和8年3月

目 次

はじめに

第1 方針策定の趣旨

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義

第3 建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

1 木材利用促進を図る公共建築物

(1) 対象

(2) 木造化を推進する範囲

2 公共土木

3 備品・消耗品等

4 利用を促進する木材の定義

第4 宇治市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 公共建築物の木造化・内装木質化

2 公共土木

3 備品・消耗品等

第5 建築物等における木材の利用促進

第6 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

はじめに

本市は、京都盆地の東南部に位置し、京都市や大津市などと接する位置にあります。また、東部に豊かな自然環境が残された山麓丘陵地が広がり、西部は巨椋池干拓田に連なる平坦地となっています。

本市の総面積は6,754haであり、森林面積は3,357haで総土地面積の約半分を占めています。その森林面積のうち、民有林におけるスギやヒノキの人工林は17.8%（596ha）を占め、残りの大部分はアカマツや落葉樹などの雑木自然林となっています。

森林は、水源涵養機能や山地災害防止機能・土壌保全機能、保健・レクリエーション機能、地球温暖化防止（二酸化炭素の吸収・貯蔵）などの多面的な機能を有しており、市民生活に深く関わっています。これらの機能を持続的に発揮させるためには、森林を適正に保全管理することに加え、伐採した木材を建築物等に有効活用し、森林資源が「循環」させていくことが重要となります。

これまで本市では、公共建築物等において京都府内から産出される木材の利用を促進するために「宇治市公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」を平成28年3月に策定し、学校や庁舎等において京都府産木材の積極的な利用に取り組んできました。

また、近年、地球温暖化による気候変動の影響が深刻化し、二酸化炭素吸収源としての森林の公益的機能の発揮が一層求められており、令和3年には「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、本市においても、令和4年3月に「市民と築くゼロカーボンのまち宣言」を表明し、2050年までに本市での温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこととしております。

そこで、法12条第1項に即して、「宇治市公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」の名称も含め変更し、「宇治市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針（以下「本方針」という。）」に改定するものです。

第1 方針策定の趣旨

本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「国方針」という。）、京都府産木材の利用の促進に関する基本方針（令和5年3月京都府決定。以下「府方針」という。）に即して、宇治市内の建築物等における木材利用の促進に向けた基本的な考え方を定めるものです。

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義

現在、宇治市の森林面積は総土地面積の約半分を占めています。かつて、林業は地域住民の燃料や農業資材の調達など生活の一部として一体的に営まれてきましたが、昭和30年代の燃料革命による薪炭林の衰退や昭和40年代の高度経済成長期の木材輸入の完全自由化に端を発する国産木材の価格低迷等で、林業収益は悪化、林業労働者も減少し、社会環境が大きく変化しました。

その結果、地域住民と森林の関係が薄れ、森林の放置や荒廃が進行することにより、森林の有する多面的な機能の発揮が困難な状況となっています。

森林は成長過程で二酸化炭素を吸収し、炭素を固定します。また、木材は、その炭素を建築物等に長期にわたり貯蔵でき、製造時のエネルギー消費が比較的少なく、再生可能な「カーボンニュートラル」の特性を持っていることなどから「ゼロカーボンのまちづくりに貢献する素材」です。

更に、木材は断熱性、調湿性等に優れ、人をリラックスさせる効果があることなどから、学校や病院施設等において、心理面・身体面・学習面での快適な生活空間の形成に期待ができます。

以上を踏まえるとともに、地産地消の観点からも宇治市産を含む京都府産木材利用を促進することによって、間伐等の適正な森林整備を進めて健全な森林を育成し、木材利用の循環を確立することにより、森林の有する多面的機能の持続的な発揮が期待できます。

第3 建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用促進を図る公共建築物

(1) 対象

庁舎のほか、教育施設、文化施設、スポーツ施設、福祉施設、医療施設、市営住宅などの公共建築物を対象にします。

(2) 木造化を推進する範囲

公共の建築物の整備においては、以下に掲げる法令等により木造化が困難な①から③の場合を除き、可能な限り「木造」とします。

- ① 防火地域及び準防火地域において、建築基準法等の規定により木造化が困難な場合。
- ② 建築物に求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、構造計画やコスト面での木造化が困難な場合。
- ③ 災害時の活動拠点室等を有する災害緊急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵または使用する施設等、文化財の収蔵・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合。
- ④ その他、市長が認める場合。

2 公共土木

宇治市が実施する土木工事または外構工事における各種資材及び仮設資材を対象とします。

3 備品・消耗品等

宇治市が保有する施設における机、椅子、書架などの調度品や、文具などの消耗品を対象とします。

4 利用を促進する木材の定義

宇治市内、又は、京都府内から産出されたことが明らかな木材、京都府産木材認証（ウッドマイレージCO₂京都の木認証）を受けた木材、もしくは、京都府産木材証明（京都の木証明）を受けた木材

※ ウッドマイレージCO₂認証木材

「京都府産木材認証制度」により、京都府産木材であることや輸送時に排出される二酸化炭素の削減量が証明された木材

第4 宇治市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 公共建築物の木造化・内装木質化

宇治市が整備する以下の施設は、可能な限り木造化及び内装の木質化を促進します。

- ① 学校施設
- ② 社会福祉施設
- ③ 医療施設
- ④ スポーツ施設
- ⑤ 社会教育施設
- ⑥ 文化・観光施設
- ⑦ 消防施設
- ⑧ 住宅施設
- ⑨ 公園施設
- ⑩ 庁舎
- ⑪ その他①から⑩に類する施設

2 公共土木

宇治市が実施する下記施設の整備については、土木工事または外構工事での各種資材及び仮設資材などで、可能な限り木材・木製品の使用を促進します。

- ① 道路施設（林道・作業道などを含む）
- ② 公園施設
- ③ 河川施設
- ④ 外構施設
- ⑤ その他①から④に類する施設

3 備品・消耗品等

宇治市が保有する施設における机、椅子、書架などの調度品や、文具などの消耗品については、可能な限り木材を使用した製品の使用を促進します。

第5 建築物等における木材の利用促進の推進

民間での木材の利用を促進する建築物は、広く市民の文化・福祉の向上に資するなど、公共性が高いと認められる、学校、社会福祉施設、病院、駅、運動施設や市民の触れる機会が多く展示効果が見込める店舗等とします。

また、宇治市は民間での木材利用の取り組みを普及させるため、宇治市森林組合や関係団体等と連携して宇治市産、または府内産木材の供給に関する情報発信に努めます。

第6 建築用木材の適正かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

建築物等に利用する宇治市産及び京都府産の木材の安定的な供給を確保するため、宇治市森林組合や関係団体等と協議し、宇治市産木材においては利用間伐等の実施個所を決定します。

また、山城管内の木材製造業者等の木材生産に携わる企業等と連携し、宇治市産及び京都府産木材の供給を確保していきます。